

日本学生支援機構給付奨学生採用の推薦基準

平成29年6月30日策定

秋田県立大館桂桜高等学校

独立行政法人日本学生支援機構の募集する給付奨学生採用候補者について、本基準に基づき、機構から示される人数の範囲内で、給付奨学生採用候補者選考委員会において選考し、推薦するものとする。

(1) 人物について

以下のすべてに該当すること

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。
- ②校則を遵守し、大館桂桜高校生としてふさわしい学校生活を送っている。
- ③学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている。

(2) 健康について

以下のいずれかに該当すること

- ①定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ②心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

(3) 学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること

(社会的養護を必要とする生徒等(注)は③に該当すること)

- ①調査書における学習成績概評が「A」又はそれに準じるものである。
- ②ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められるもので、調査書における学校成績概評が概ね「B」又はそれに準じるものである。
 - ア 課外活動(部活動含む)に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
 - イ 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。
 - ウ ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
- ③以下のいずれかに該当する。
 - ア 評定平均値が3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある。
 - イ 進学先での学習に対する意欲が認められる。

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②に該当し(社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること)、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ①市区町村民税所得割を課されていないこと(奨学金申し込み年度の課税証明書に記載の所得割が0円であること)
- ②生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- ③以下(注)の施設等に入所していること(生徒等が18歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる)こと)

(注) 社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している(生徒が18歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる))生徒をいう。

- ①児童養護施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する施設)
- ②児童心理治療施設(同法第43条の2に規定する施設)

- ③児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥里親（同法第6条の4に規定する者）

以上の基準について、書類および面接により総合的に判断し選考する。